

# 太陽光発電設備からの 電力受給に関する契約要綱

芝浦電力株式会社

2019年11月1日 実施

2022年10月1日 改訂

# 太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱目次

I 総 則 .....	1
1 適 用.....	1
2 定 義.....	1
3 単位および端数処理.....	2
4 実施細目.....	2
5 この要綱の変更.....	2
II 契約の申込み.....	3
6 電力受給契約の申込み.....	3
7 電力受給契約の成立および契約期間.....	3
8 電気方式、電圧および周波数.....	3
9 電力受給契約の単位.....	3
10 電力受給の開始.....	4
11 電力受給に関する情報の取り扱い.....	4
12 承諾の限界.....	4
III 料 金 .....	4
13 料金.....	4
IV 料金の算定および支払い.....	5
14 買取単価の適用開始の時期.....	5
15 料金の算定期間.....	5
16 受給電力量の計量等.....	5
17 料金の算定.....	5

18	料金の支払期日 .....	6
19	料金の支払方法 .....	6
V	電力受給 .....	6
20	適正契約の保持 .....	6
21	太陽光発電設備等の設置場所への立ち入りによる業務の実施 .....	7
22	電力受給の停止 .....	7
23	電力受給の制限または中止 .....	7
24	損害賠償の免責 .....	7
VI	契約の変更および終了 .....	8
25	電力受給契約の変更 .....	8
26	名義の変更 .....	8
27	発電者からの電力受給契約の解約 .....	8
28	当社からの電力受給契約の解約等 .....	9
29	電力受給契約終了後の債権債務関係 .....	10
VII	その他 .....	10
30	受給開始に至らないで電力受給契約を終了または変更する場合等の費用の申し受け ...	10
31	反社会的勢力との取引排除 .....	10
32	非化石価値等の帰属 .....	11
33	保安等に対する発電者の協力 .....	11
34	個人情報の保護 .....	12
35	著作権等 .....	13
36	広告電子メール等の送信等 .....	13
37	準拠法 .....	13

38 專屬的合意管轄裁判所 .....	13
附 則 .....	14

# I 総則

## 1 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結しているお客さまが、自己の太陽光発電設備（以下「本発電設備」といいます。）を管轄する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」といいます。）の維持および運用する供給設備に低圧で連携し、本発電設備から発生する電力を当社へ供給し、当社がこれを受電する場合（そのお客さまを、以下「発電者」といいます。）の系統連系および電力受給に関する契約（以下「電力受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) この要綱は、次の地域（電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除きます。）に適用します。

エリア	一般送配電事業者	適用地域
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

## 2 定義

次の言葉は、この要綱においてそれぞれ次の意味で使用します。

なお、この要綱において使用する言葉は、別に定めのない限り、当社が別に定める電気供給約款および一般送配電事業者の定める託送供給等約款に定める意味によるものとします。

### (1) 電力受給

発電者が電力を当社に供給し、当社がこれを受電することをいいます。

### (2) 電気需給契約

発電者と当社との間で別途締結する、本発電設備が設置されている需要場所へ当社が発電者を需要者として電気を供給し、発電者が電気を需給するための契約をいいます。

### (3) 非化石価値等

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号、その後の改正を含みます。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値およびこれを有する電気を取引する際に付随する環境価値を言います。

### (4) 発電量調整供給契約

電力受給契約にもとづき当社が発電者から電力を受給するために必要な、当社と一般送配電事業者との発電量調整供給に係る契約をいいます。

### 3 単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 最大受電電力の単位は、原則として0.1キロワットとし、その端数は、切り捨てます。
- (2) 受電電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 4 実施細目

この要綱の実施上必要な細目的事項は、この要綱の趣旨に則り、そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

### 5 この要綱の変更

- (1) 当社は、次に定めるいずれかの場合に、この要綱を変更することがあります。この場合、この要綱に定める事項はすべて変更後の要綱によります。
  - イ 一般送配電事業者の定める託送供給等約款または関係法令に基づき変更が必要な場合
  - ロ この要綱の適用対象が変更となる場合
  - ハ 系統連系の要件等技術的な事項または電力受給契約にかかる手続き・運用上の取り扱いについて変更が必要な場合
  - ニ 発電者の一般の利益に適合する場合
  - ホ その他当社が必要と判断した場合
- (2) 当社は、この要綱を変更する際には、当社のホームページ等への掲載その他の方法によりあらかじめお知らせするものとし、変更後の要綱は、当社のホームページ等に掲載することで変更実施日に効力を生ずるものとし、変更後の要綱に同意したものとみなします。
- (3) 変更後の要綱の変更実施日以降に電力受給が行われたときは、発電者は、変更後の要綱に同意したものとみなします。

## II 契約の申込み

### 6 電力受給契約の申込み

- (1) 発電者が新たに電力受給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの要綱を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 前項の申込みは、電力受給契約の申込み時点で発電者が次の定める条件をすべて満たしていることとします。
  - イ 電気需給契約を締結済みまたは申込みいただいていること。
  - ロ 本発電設備が認定発電設備であり、かつ、再生可能エネルギー特別措置法に定める調達期間が終了していることまたは受給開始までに調達期間が終了していることが見込まれること。
- (3) 当社は(1)の申し込みに対する承諾に先立って、一般送配電事業者に対し、発電量調整供給に関する申請を行います。申請にあたり、発電者は、発電者の情報を提供することを承諾するものとします。

### 7 電力受給契約の成立および契約期間

- (1) 当社が太陽光発電設備からの電力受給契約に関する重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます。）に示す契約条件を発電者が承諾のうえ当社へ申込み、その申込みを当社が承諾した時に成立します。
- (2) 契約期間は次によります。
  - イ 契約期間は、電力受給契約が成立後、電力受給を開始した日から11月の検針日の前日までといたします。
  - ロ 契約期間満了に先だって電力受給契約の終了についての申入れがない場合、契約期間満了後1年ごとに同一条件で更新されるものとします。

### 8 電気方式、電圧および周波数

電気方式、標準電圧および周波数は、電気需給契約と同一とします。

### 9 電力受給契約の単位

当社は、1電気需給契約について、原則として発電者と1電力受給契約を結びます。

## 10 電力受給の開始

- (1) 当社は発電者の電力受給契約の申込みを承諾したときには、受給準備その他必要な手続きを経たのち、契約成立後、最初の検針日から電力受給を開始します。
- (2) 当社は、手続及び技術上やむをえない理由によって、あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、発電者と協議のうえ、あらためて受給開始日を定めます。
- (3) 発電者は受給開始日の変更を希望する場合には、すみやかに当社に連絡するものとします。この場合、当社は発電者と協議のうえ、あらためて受給開始日を定めます。

## 11 電力受給に関する情報の取り扱い

- (1) 当社は、法令、官公庁、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）および一般送配電事業者からの指示に従い、電力受給契約に関する情報を、官公庁、広域機関および一般送配電事業者に対して報告できるものとします。
- (2) 当社は、非化石価値等の利用または管理にあたり、電力受給契約に関する情報を、国または関係機関に報告できるものとします。

## 12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、本発電設備の状況、発電者の債務の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金を、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電力受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

# Ⅲ 料 金

## 13 料金

- (1) 料金は、15（料金の算定期間）に定める料金の算定期間における受給電力量に、当社が重要事項説明書に定める買取単価を乗じた金額とし、料金には、32（非化石価値等の帰属）に基づき非化石価値等が当社に帰属することの対価を含むものとします。

なお、当社は電気の需給状況、電源調達環境等に応じて買取単価を変更することがあります。この場合、当社は変更後の買取単価を事前にホームページでお知らせする等、適切な方法により、発電者にお知らせします。



- (2) 電力受給契約が終了した場合において、電気需給契約に基づき発電者が当社へ支払うべき料金について期日までに支払われていないものがある場合、この要綱にもとづく料金と電気需給契約に基づく未払いの料金を、相殺する場合があります。

## IV 料金の算定および支払い

### 14 買取単価の適用開始の時期

買取単価は、受給開始日を基準として適用します。

### 15 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とします。ただし、電力受給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日までの期間、電力受給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間とします。

### 16 受給電力量の計量等

- (1) 受給電力量の計量は、15（料金の算定期間）における期間において、一般送配電事業者が設置する計量器により計量するものとします。
- (2) 当社は一般送配電事業者から受領する計量の結果を、当社が適当と判断する方法によりお知らせします。
- (3) 計量器の故障等によって受給電力量を正しく計量できなかった場合には、その期間中の受給電力量は、一般送配電事業者が示す協議値を基に、発電者と当社による協議によって定めます。

### 17 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定します。
- イ 電力受給を開始、再開、もしくは停止した場合、または電力受給契約が終了した場合
  - ロ 太陽光発電設備または併設設備、電力受給契約の変更等により、料金に変更があった場合
- (2) (1)イに該当する場合、料金の算定期間の受給電力量により料金を算定します。

- (3) (1)口により、その1月の料金に変更があった場合、料金の算定期間の受給電力量を、料金に変更のあった前後の期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比率により区分して算定します。ただし、計量値を確認する場合は、その値によりま
- す。

## 18 料金の支払期日

当社が発電者に料金を支払う期日（以下「支払期日」といいます。）は、特別な事情がない限り、次のとおりとします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を直後の日曜日または休日でない日まで延期します。

- (1) 5月から10月までの料金は、12月の末日とします。11月から翌年4月までの料金は、翌年6月の末日とします。
- (2) 電力受給契約が終了した場合、終了日の属する月の3ヶ月後の月末日とします。

## 19 料金の支払方法

- (1) 当社が行う料金の支払いは、発電者が当社所定の様式において指定した金融機関等を通じて発電者の口座への振り込みにより行うものとし、発電者の口座に振り込みを行ったときに支払いがなされたものとします。
- (2) 発電者の振込先口座の番号等が変更となる場合には、あらかじめ当社所定の様式によってご連絡いただきます。

# V 電力受給

## 20 適正契約の保持

発電者の設備認定の内容、本発電設備や併設設備等が、電力受給契約に定めた内容に反する状態となっている場合、発電者は法令上必要な国への設備変更手続きを行っていただき、当社との電力受給契約の内容を、当社と協議のうえ、適正なものに変更していただきます。

## 21 太陽光発電設備等の設置場所への立ち入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者が業務遂行上、太陽光発電設備等の設置場所への立ち入りが必要と認める場合、お客さまの承認を得て立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

## 22 電力受給の停止

(1) 発電者が次のいずれかに該当する場合には、当社は、その発電者について電力受給を停止いたします。

イ 電気需給契約にもとづき一般送配電事業者により電気の供給が停止されたとき。

ロ 発電量調整供給契約にもとづき一般送配電事業者により発電量調整供給が停止されたとき。

(2) (1)によって電力受給を停止する場合には、当社または一般送配電事業者は電力受給停止のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給設備または発電者の電気設備において、電力受給停止のための適当な処置を依頼します。

なお、この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

## 23 電力受給の制限または中止

当社は、次の場合には、電力受給を制限、または中止することがあります。

(1) 電気需給契約にもとづき一般送配電事業者により電気の供給が中止され、または発電者の電気の使用が制限され、もしくは中止されたとき。

(2) 発電量調整供給契約にもとづき一般送配電事業者により発電者の発電が制限され、もしくは中止され、または発電量調整供給の全部もしくは一部が中止されたとき。

## 24 損害賠償の免責

(1) 10（電力受給の開始）（2）によって受給開始日を変更した場合、12（承諾の限界）によって電力受給の申し込みをお断りした場合、22（電力受給の停止）によって電力受給を停止した場合、23（電力受給の制限または中止）によって電力受給を制限または中止した場合、28（電力受給契約の解約等）または31（反社会的勢力の排除）によって電力受給契約を解約した場合には、当社は、発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- (2) 本発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には、当社は、その減少した受給電力量について賠償の責めを負いません。
- (3) その他当社の責めとならない理由により生じた発電者の損害については、当社は、賠償の責めを負いません。

## VI 契約の変更および終了

### 25 電力受給契約の変更

- (1) 次のいづれかに該当する場合、発電者は、その時期を明らかにし、その旨を当社に申し出るものとします。
  - イ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の全部または一部変更する場合
  - ロ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の制御方法を変更する場合
  - ハ 発電者が太陽光発電設備または併設設備の配線形態を変更する場合
- (2) 発電者が電力受給契約の変更を希望される場合は、発電者は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電力受給契約を希望される場合に準じるものとします。

### 26 名義の変更

相続その他の原因によって、新たな発電者が、それまでの電力受給に関する権利義務を受け継ぎ、引き続き電力受給を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

### 27 発電者からの電力受給契約の解約

引越し等のやむをえない事由により発電者が受給契約を解約しようとする場合は、解約を希望される3ヶ月前までに解約日を定めて、当社に通知していただきます。当社および一般送配電事業者は、原則として、発電者から通知された解約日に電力受給を終了させるための適当な処置を行います。この場合には、必要に応じて発電者に協力をしていただきます。電力受給契約は、28（当社からの電力需給契約の電力受給契約の解約等）、および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された日に解約をいたします。

- (1) 当社が発電者からの解約通知を発電者が希望される解約日以降に受けた場合は、通知を受け、処理が完了した日に電力受給契約を解約したものといたします。

- (2) 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により電力受給を終了させるための処置ができない場合は、電力受給を終了させるための処置が可能となった日に電力受給契約が終了するものといたします。

## 28 当社からの電力受給契約の解約等

- (1) 当社は、次のいずれに該当する場合には、電力受給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨を発電者に通知します。
- イ 22（電力受給の停止）または、23（電力受給の制限または中止）または一般送配電事業者の定める託送供給等約款によって電力受給を停止された発電者が、その理由を解消されない場合
  - ロ 発電者が20（適正契約の保持）に定める適正契約への変更について当社または一般送配電事業者の求めに応じない場合
  - ハ 発電者が21（太陽光発電設備等の設置場所への立ち入りによる業務の実施）にもとづく当社または一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否し、または立ち入りのために必要な手続等をすみやかに行わない場合
- 二 発電者が次のいずれかに該当する場合で、当社が定めた期日までにその事由を解消されないとき
- ① 発電者がこの契約要綱にもとづく電力受給契約によって支払いを要することになった債務を、支払期日を超過してなお支払わない場合
  - ② 発電者が特段の理由なく、受給開始日を経過しても電力を当社に供給しない場合
  - ③ その他発電者がこの要綱に反した場合
- (2) 発電者が27（発電者からの電力受給契約の解約）による通知をしないうで、本発電設備の設置場所から移転される等、当社に電気を供給されていないことが明らかなる場合には、電気を供給されていないことが明らかになった日に電力受給契約は終了するものといたします。
- (3) 次の各号の一つに該当したときは、当社は、太陽光余剰電力サービスを終了することができるものとしします。なお、当該サービスの終了通知は、当社ホームページへの掲載その他の適当な方法により行い、当該通知後、最初に迎える検針日を以って、当該サービスは終了するものとする。
- ① お住まいのマンションの所有者が変更になることが明らかになった場合
  - ② お住まいのマンションの所有者と株式会社ニューガイアとの間で締結したマンション管理契約が終了することが明らかになった場合

## 29 電力受給契約終了後の債権債務関係

電力受給契約期間中の料金その他の債権債務は、電力受給契約の終了によっては消滅いたしません。

# Ⅶ そ の 他

## 30 受給開始に至らないで電力受給契約を終了または変更する場合等の費用の申し受け

供給設備の一部または全部を施設した後、発電者の都合によって受給開始に至らないで電力受給契約を終了または変更される場合で、その供給設備を利用して受給電力を供給されないときは、当社は、一般送配電事業者より請求された費用の実費ならびにその支払いに必要な手数料を発電者から申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要し、当該金額を一般送配電事業者から請求されたときは、その実費ならびにその支払いに必要な手数料を申し受けません。

## 31 反社会的勢力との取引排除

(1) 当社および発電者は、以下の各号について表明し、保証するものといたします。

- イ 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- ロ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- ハ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- ニ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- ホ 当社および発電者は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等（以下「関係者等」と

いいます。) に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係者等の名譽や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係者等を妨害しないこと。

(2) 当社は、発電者が次の各号の一に該当する場合、電力受給契約を解除することができるものとし当該解除によりお客さまが被った損害につき、一切責任を負わないものとしします。

イ 発電者が反社会的勢力であると判明した場合。

ロ 発電者が、前項の表明保証に反していることが判明した場合。

ハ 発電者が当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合。

ニ 発電者が当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。

## 32 非化石価値等の帰属

受給電力に係る非化石価値等は、すべて当社へ帰属するものとしします。

## 33 保安等に対する発電者の協力

(1) 次の場合には、発電者からすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。

イ 発電者が、受電地点に至る一般送配電事業者の供給設備および計量装置に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ 発電者が、発電者の電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) 発電者が、一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更もしくは修繕工事をされる場合または物件の設置、変更もしくは修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、発電者は、その内容を当社へ通知していただ

きます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者により、発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

- (3) 発電者は系統運用を円滑に行うために一般送配電事業者が定める発電設備等の連系要件を遵守していただきます。

### 34 個人情報保護

- (1) 当社は、発電者の個人情報を当社が定める「個人情報保護方針」にもとづき、個人情報の保護を適切に行います。

- (2) 当社は以下の者との間で発電者の個人情報を共同で利用することがあります。

小売電気事業者、一般電気事業者、電力広域的運営推進機関、一般財団法人電源地域振興センター

#### イ 共同利用の目的

- ① 託送供給契約又は発電量調整供給契約（以下「託送供給等契約」といいます。）の終結、変更又は解約のため
- ② 小売供給契約（離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。）又は電気需給契約（以下「小売供給等契約」といいます。）の廃止取次のため
- ③ 供給（受電）地点に関する情報の確認のため
- ④ 電源立地地域対策交付金手続きのため
- ⑤ 電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他託送供給等契約に基づく一般送配電事業者の業務の遂行のため

#### ロ 共同利用する情報項目

- ① 基本情報：氏名、住所、電話番号及び小売供給等契約の契約番号等
- ② 供給（受電）地点に関する情報：託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法等

#### ハ 共同利用の管理責任者

- ① 基本情報：小売供給等契約を終結している小売電気事業者（但し、離島供給又は最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、一般送配電事業者）
- ② 供給（受電）地点に関する情報：供給（受電）地点を供給区域とする一般送配電事業者
- ③ 電源立地地域対策交付金を交付する一般財団法人電源地域振興センター



### **35 著作権等**

- (1) 当社のWebサイト等が提供する情報に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。
- (2) 発電者が、当社と電力受給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社またはこれらの情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせることは法令により、禁じられています。

### **36 広告電子メール等の送信等**

- (1) 当社は、発電者に対して電力受給契約に関する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。
- (2) 当社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。以下同じ。）を行うことまたは電話をすることがあります。
- (3) お客さまは、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を拒否することができます。

### **37 準拠法**

この要綱に関する準拠法は、すべて日本国の法令を適用します。

### **38 専属的合意管轄裁判所**

電力受給契約に関して訴訟の必要が生じた場合、福岡地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附 則

### 1 この要綱の実施日

この要綱は、2019年11月1日から実施した要綱を改訂したものであり、要綱第5条に基づき、2022年10月1日より適用いたします。